

笠間市議会議会運営委員会記録

令和6年6月7日 午前9時00分開会

出席委員

委員長	西山猛君
副委員長	益子康子君
委員	内桶克之君
〃	田村幸子君
〃	石井栄君
〃	畑岡洋二君
〃	石松俊雄君
〃	大貫千尋君
議長	大関久義君

欠席委員

なし

委員以外の出席議員

議員 鈴木宏治君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程

令和6年6月7日（金曜日）

午前9時00分開会

- 1 開会
- 2 案件
 - （１）決議案の取り扱いについて
 - （２）その他

午前 9 時 0 0 分開会

○西山委員長 皆さん、おはようございます。委員の皆様並びに議長におかれましては、本会議前の大変お忙しい時間帯、御参集いただきましてありがとうございます。

本日は、令和 6 年第 2 回笠間市議会定例会において提出いたします決議案第 1 号の取り扱いについて、改めての御協議をいただきたくお集まりいただきました。

○西山委員長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐をお願いいたします。

また、本日は傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

○西山委員長 会議に先立ち、議長より御挨拶いただきしたいと思います。

議長、お願いします。

○大関議長 おはようございます。今日から一般質問が 3 日間行われるわけなんですけれども、その前に、決議案の件で皆さんと協議したいということでもありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○西山委員長 ありがとうございます。

○西山委員長 それでは、(1) 決議案の取り扱いについてをただいまから協議していただきたいと思います。

本件については、去る 5 月 23 日に陳情の取扱いの中で議論をしている中で石松委員より別途意見が出ました。内容につきましては、笠間市議会として決議案を提出すべきではないか、県議会議員等に倣ってすべきではないか、そういう協議をしてほしいということで、結果としまして、今期定例会最終日に提出することになりました。

6 月 3 日の議会運営委員会の中で、決議案の取り扱いについて、提出者について協議をいたしました。この件について、1 期目の議員 5 名で決したことについて、その会議に出席していなかった鈴木議員より申入れ、または意見等がありました。

本日、この件につきまして、改めて協議をしていきたいと思います。

この件につきましては、事務局に鈴木議員本人から問合せというか意見がありましたので、まず事務局の受けた件だけちょっとお願いします。

○堀内議会事務局次長 6 月 3 日の委員会終了後に、委員長のほうから御指示をいただき

ました5名の方に、こういうことが本日議運の中で決定になり、それについての打合せの時間を7日の朝に取りたいというような旨を5名に電話連絡をいたしまして、その5名の中で、やはり一部の方は政党などの所属の関係で、確認をしてから、そこに賛同できるかどうかという確認をさせていただきたいというようなことで、即答なさらなかった方もいらっしゃいました。

その後に鈴木議員のほうから、今回、その1期目の方というふうに、いない中で決まったということに対して、ちょっとどうなのかというようなお話が事務局のほうにいらしたときにお話がありまして、その辺のお話は伺っております。

以上でございます。

○西山委員長　それが初めて。その後について、次長、お願いします。

○堀内議会事務局次長　その後については、議会運営委員会自体がその会派の代表の方が入っていらっしゃるの、同じ会派からの益子副委員長、畑岡委員がいらっしゃるの、そのあたりとまずはお話をされてはいかがですかというお話をさせていただいたところです。

以上です。

○西山委員長　この件につきましては、先ほどお話ししました会議に出席していない議員を提出者として名指しをして指名をするということに対して疑問があるということで、抗議に近い内容でありました。その内容につきましては、会議録そのものを削除してくれということでありましたが、到底、委員がそれぞれ笠間市のことをおもんぱかって意見を出したことですから、削除というわけにはいかないので、今日に至ったわけであります。

とは言いつつ、本人が所属する政党の背景も含めて、きちっとした議会運営委員会に対する在り方ということを提示しておりますので、今回は皆さんの了承をいただいて、本人がなぜこういうふうな流れになったかという説明と、この議案についての取扱いについての要望というか、それをいただいて、この議案について、決議案の提出について最終決定をしたいなと思います。

いかがでしょうか。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員　会派のほうでいろいろな話をしました。それを私が、鈴木議員が言ったことを一字一句間違わないようにここでしゃべるのはちょっと難しいので、そこはあまりしゃべりませんが、最終的な趣旨としては、今、委員長のほうからあったとおりなんです。ですから、ここにいらっしゃる、まさしく委員長がおっしゃるように、委員長の独断で削除するということはできないということは、それはもうもっとも至極なんですけれども、流れとしては、会派としてはできれば、ここにいる委員の同意が得られれば、その「1期の5人の」というところを削除するということが可能であれば、そして、その後にもう一度、誰を発議者にということを決めていただければ、会派としてはありがたい

ということになります。

必要であれば、暫時休憩した中でいろいろな話をさせていただきたいと思いますが、基本的には、ここにいる委員の皆様の同意がいただければ、一度、1期生5名という提案の前の段階に戻させていただければありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。

以上です。

○西山委員長 そうしましたら、取りあえず、本人、早朝より控えていただいておりますので、会議規則第117条第1項及び第2項の規定により、皆様の御理解をいただいて、出席をして、まずはお話を聞いてから、今、畑岡委員の意見のように、こういうふうに扱いましょうと、一言一句というお話出ましたので、そのようにしたいと思います。

出席を求めたいと思います。

よろしいですか。

石松委員。

○石松俊雄委員 何のために出席を求めるのかということなんですけれども、それは鈴木議員の意見を聞くためだから、意見をここで言うていただくということなんでしょうか。

○西山委員長 多分、事実どんなふうなイメージなのかというのが分からないと思うんですね。直接お話しした方は大丈夫でしょうけれども、そうでない方は。だから事実本人がなぜということ、だから削除と単純に言っていますけれども、そうはなかなかいかないと思うんです。なので、本人がどういう意味で削除なのかを……。

ここで、暫時休憩いたします。

午前9時09分休憩

午前9時20分再開

○西山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま鈴木議員に出席をしていただきました。

まずは鈴木議員より今回の事のいきさつ等を説明していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○鈴木宏治議員 すみません、簡単に紙に書いたんですが、委員長、これを配っては大丈夫ですか。

○西山委員長 いや。

○鈴木宏治議員 口頭のほうがいいですか。

○西山委員長 口頭で。

○鈴木宏治議員 分かりました。

今回、伝聞ではありますが、事務局より前回の議会運営委員会終了後、次長から決議案第1号の提案者になる相談を、7日、今日の9時半にしてほしいという要請が入っ

たというのが一番最初にありました。そのときはちょっと出かけていたので、後でもう一回聞こうと思って、午後になって事務局に直接来まして、どういう経緯でそうなったのかということを知りました。

すると、途中で1年生議員がいいんじゃないかという提案が出たらしいということとか、伝聞なので100%その言葉一つ一つが一緒という形ではないんですけども、そういう言葉が出たよということを知りまして、私は議会運営委員ではありませんし、その場にいない人が議会運営委員会の中で提案者として決められてしまうという形になると、これはちょっとゆゆしき問題だろうということを知りました。全員で行う決議という大きな議案を議会運営委員会だけで決めていいのかという疑問もちょっとあったんですけども、多分この後、全協にかけて最終的には議案として出すのかなというふうには思っていました。

1年生議員という言葉自体が、この間のハラスメント講習であったとおり、上から目線という形になる可能性が高く、そういった部分を議事録に残してほしくないというふうな部分も知りました。

今回は国際政治問題にも係る決議案にもかかわらず、第1期議員にやってもらいましょうとなっていたとすると、議運が1年生議員よりも上の立場にあって、いや、1年生の活躍の場をつくってやろうという思いがあったかもしれませんが、上から言われたのをイエスと私たちが言った場合には、何だ、先輩に言われると1年生議員は、はいということ聞いちゃうのかと思われることも危惧しますし、逆に言って、ノーと言ったら、議会運営委員会が決めたことに対して、鈴木宏治という議員は反対するのかというふうに言われる可能性があるため、それはやっぱり問題だなというふうに思ったわけです。

これはやっぱり議会制民主主義の根幹に関わるという部分になっちゃうと思うんですね。そういった形で言論を封殺されて、議決権の行使の独立を侵害されるということになってしまうので、それに関しては撤回していただきたいというふうに思って、そんな中で、益子副委員長、同じ会派だったので、実はこういう思いで、僕は何のことはないです、一からまた決議案にして、ちゃんと話をすればいいだけのことになると思うので、1年生議員とか、その場にいなかった人たちに対して、提案者になるということを知られたことに関して、1、発言の撤回及び議会運営委員会での決議案第1号の再審査、または、1、該当箇所の議事録の削除及び議会運営委員会での決議案第1号の再審査をしていただきたいなというふうに思ってお話をさせていただきました。

以上です。

○西山委員長 鈴木議員より御意見がありました。

疑問点も含めて、あるいは申入れにという形だと思うんですか、議会運営委員会の在り方についての意見がありました。

この件について、別途お聞きしたいこと、あるいは疑問点があれば、挙手によりお願い

いたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 最後の申入れというか、鈴木議員が考えている、三つ言いましたよね。それは、またはということのつながりになっているのか、もう一回確認したい。

○西山委員長 鈴木議員。

○鈴木宏治議員 二つの方法が考えられると思ったんですが、一つは、議事録が削除できるかどうかということを私まだはっきり分かってなかったので、またはという一つの前ですね、発言の撤回及び議会運営委員会での決議案を、第1号を再審査をしてほしいというのが一つ、または、該当箇所の議事録の削除及び議会運営委員会での決議案第1号の再審査、この二つどちらか。結局は、削除をするか撤回をしていただいて、再審査をしていただきたいということを、今、またはという形で表現しました。

以上です。

○西山委員長 その根拠というのは、1年生議員という上から目線の件と、それから、その場にはいない者という2点ですか。根拠ですね。

○鈴木宏治議員 根拠ですね。根拠は、さっき四つ言ったと思うんですけども、一つは、議会全員で行う決議という大きな議案を議運だけで決めちゃってよかったのかという問題が一つあったのと、あとは、二つ目は、議会運営委員ではないその場にはいない人を、それを知らせずに、その人たちに任せましょうという形で決めてしまってよかったのかという問題。三つ目が、1年生議員とか1期議員という形で言った言葉自体が、市民にとってハラスメント的に感じられてしまうかもしれない。当日傍聴していた人に聞くと、いや、そんなニュアンスは全然なかったというのは実は聞いたんですけども、でも、文字で出たらそういうふうに見える可能性があると思ったので、それが三つ目です。四つ目は、やっぱり任せようと言われたとなったときに、言われた1期議員がイエスと言え、上に言われたとおり答えるのか、ノーと言ったならば、あいつは議運に逆らうのかという形で言われる可能性がある、やっぱりその場にはいなかったとして考えたときに、その4点が大きく問題になるなと感じたので、撤回、削除という形を取っていただきたいなという形で今回申入れをしました。

以上です。

○西山委員長 分かりました。

そうしましたら、ここで退席を。ほかの皆さんないようなので、ここで退席をお願いします。

ありがとうございました。

〔鈴木宏治議員退室〕

○西山委員長 それでは、引き続き協議をしたいと思います。

ただいま説明のとおり四つの根拠があつてということで、会議録の削除もしくは再議案

としてもう一度仕切り直しをしてほしいということなのですが、いかがでしょうか。
暫時休憩いたします。

午前 9 時 2 7 分休憩

午前 9 時 5 0 分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、もろもろ決定事項を決めなくちゃいけないので、大変でも本日の連合審査の後、改めて御参集いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議会運営委員会を閉会といたします。

午前 9 時 5 0 分閉会